別表第一（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第一項関係）

事務	運輸支局	区域
一　第百二十五条第二項第十号、第十五号（船舶運航事業者の行うものに限る。）、第三十三号から第三十七号まで及び第四十号（第三十三号にあっては旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関するもの並びに船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関するもの（以下「安全上の審査等に関するもの」という。）を、第三十五号にあっては検査の執行に関するものを、第四十号にあっては監査に関するものを除く。）並びに第百二十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事務	（略）	（略）

別表第一（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第一項関係）

事務	運輸支局	区域
一　第百二十五条第二項第十号、第十四号（船舶運航事業者の行うものに限る。）、第三十二号から第三十六号まで及び第三十九号（第三十二号にあっては旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関するもの並びに船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関するもの（以下「安全上の審査等に関するもの」という。）を、第三十四号にあっては検査の執行に関するものを、第三十九号にあっては監査に関するものを除く。）並びに第百二十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事務	（略）	（略）